

## 犬山市狭あい道路整備費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、犬山市狭あい道路に係る道路後退指導要綱（平成28年7月1日施行）第4条第1項第2号に規定する道路後退用地内における工作物等の移設にかかる費用の補助について定め、良好な都市環境を形成することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「物件」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認申請を受けている場合はその敷地内で行う行為全てをいい、その他の敷地にあつては、同一所有者、同一用途として一体として利用されている敷地内で行う行為全てをいう。

### (補助金の額)

第3条 この要綱による補助金の額は、移設する工作物等の種類に応じてそれぞれ別表に掲げるとおりとする。

2 1 物件に対する補助金の額は、移設する工作物等一につき当該移設に係る費用の2分の1（その額が5万円を超えるときは、5万円）を限度とする。

### (交付の申請及び決定)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助の対象となる工事（以下「工事」という。）の着手前かつ申請する日の属する年度の2月末日までに、犬山市狭あい道路整備費補助金交付申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、犬山市狭あい道路整備費補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の交付決定をする場合において必要があると認めるときは、条件を付するものとする。

(計画の変更等)

第5条 申請者は、前条第1項の申請に係る、次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ犬山市狭あい道路整備費補助金変更承認申請書(様式第3)を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業目的の達成に支障がなく、補助金の額に変更を及ぼさないものについては、この限りでない。

(1) 施工箇所又は施工方法

(2) 工事に要する費用

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、犬山市狭あい道路整備費補助金変更承認通知書(様式第4)により申請者に通知するものとする。

(工事の中止又は廃止)

第6条 申請者は、工事の中止又は廃止をしようとするときは、速やかに犬山市狭あい道路整備工事廃止(中止)届(様式第5)を市長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第7条 申請者は、工事が完了したときは、犬山市狭あい道路整備費補助金完了実績報告書(様式第6。以下「実績報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 実績報告書は、工事の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の決定)

第8条 市長は、実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、犬山市狭あい道路整備費補助金の額の確定通知書(様式第7)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 申請者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に犬山市狭あい道路整備費補助金支払請求書(様式第8)を市長に提出しなければならない。

(書類の整理)

第10条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を備えるとともに、領収書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

対象	内容	単位	補助金の額
門塀	板塀、フェンス等	1 m 当たり	10,000 円
樹木	生垣等	1 m 当たり	7,000 円
擁壁、ブロック	C B 造、R C 造	1 m 当たり	15,000 円
上下水道設備	メーター、枿の周りの配管	1 箇所当たり	15,000 円